

仕 様 書

1 件名

令和6年度イノベーション共創プラットフォーム運営等業務委託

2 目的

現在、全国的に「社会課題」が多様化、複雑化してきており、本市も少子高齢化・人口減少をはじめとした行政課題や、カーボンニュートラルや2024年問題(人手不足)等の大企業の課題、事業変革が求められる中小企業の課題等多くの課題を抱えている。また、課題だけでなく、新規事業創出に向けた新たなチャレンジを検討している企業等が多数存在する。

これらの課題や新たなチャレンジ(以下、課題等)について、スタートアップの持つ新しい技術や斬新なビジネスアイデア、機動性・柔軟性の高さといった特長を最大限に生かして解決するとともに、共創による新たな価値の創出や地域経済の活性化を推進するため、それぞれが抱える課題等を集約化・見える化・共有化し、スタートアップと掛け合わせる「イノベーション共創プラットフォーム」を構築する。

また、本取り組みを持続的に行い、スタートアップのエコシステムを形成していくにあたっては、地域全体の機運醸成が重要となることから、行政職員や地域企業向けの実践的なセミナーやワークショップ等を通じて、共創文化の醸成を図る。

3 業務内容

(1)イノベーション共創プラットフォーム(専用ホームページ)の構築・運営

行政や企業等が抱える様々な課題等を、「集約化・見える化・共有化」する仕組みと、スタートアップ等が有する新しい技術や斬新なビジネスアイデアとマッチングする仕組みを前提とする「イノベーション共創プラットフォーム」(専用ホームページ)の開発及び運営を行う(求人・求職マッチングサイトのイメージ)。

なお、プラットフォームの構築については、下記希望仕様が含まれる既存パッケージを基にした開発・運営でもよいこととする。

①主な希望仕様等

- ・課題等保有者が自ら登録できる仕組みがあること
- ・掲載課題等は、行政だけに限らず、企業の課題等も含まれること
- ・現在募集中の課題や、進行中の課題も見ることができる等、プラットフォームの稼働状況が分かりやすく見ることができる仕組みがあること

- ・課題掲載にあたり、事前に受託者等に相談できる仕組みを整えるとともに、課題の解像度向上に向けて必要に応じた支援を行うこと
- ・課題収集は北九州市と協力して行うこと
- ・プラットフォームの活性化に向けて、適宜効果的な情報発信を行うことで、マッチングの促進に努めること
- ・その他、北九州市が有する各種共創にかかるリソース(行政等資金情報、各種ものづくりフィールド等)のサイトにリンクできる仕組みを有すること
- ・上記支援等にあたっては、北九州市と相談しながら実施すること

②その他留意点

- ・プラットフォームの構築及び運営にあたっては、「北九州市情報セキュリティポリシー」や、「北九州市ホームページ作成ガイドライン」を参照し、アクセシビリティ・ユーザビリティに十分配慮した誰にでも使いやすいサイトとすること。なお、専用ホームページに必要な情報セキュリティ要件は、北九州市と受託者と協議の上、決定することとする。

(2)行政職員、地域企業向けセミナー等の開催

共創への理解を深め、共創文化の醸成を図ることを目的とし、行政職員及び地域企業向けに共創意識浸透を図るためのセミナーやワークショップ等(以下、セミナー等)を開催する(1~2回程度)。

①セミナー等概要

概要については下記のとおり想定しているもの。なお、共創文化醸成に寄与するものであれば、形式はセミナー、ワークショップを問わない(両方でも可)。

- ・日 程： 令和7年1月中旬から3月中旬頃(2~3時間程度/回)
- ・場 所： 北九州市内の会議室(会場費用が掛かる場合は、受託者が負担すること)
- ・開催方式： リアル(集合型)方式
- ・参 加 者： 行政職員、地域企業等、最大50名程度/回

②その他

- ・セミナー等開催に必要な、プログラム、企画、広報、参加企業の募集・管理、会場設営・撤収、その他運営に関する一切の業務を委託する。
- ・行政職員向け募集やその他詳細等は、北九州市と相談しながら実施すること。

(3)その他本事業をより良いものにするために実施すべき内容

本事業を実施するにあたり、限度額の範囲内で実施でき、かつ事業目的の達成に資する独自の実施内容(周知イベントの実施等)があれば提案すること。

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 事業計画・スケジュール等

受託者は、契約締結の日から10日以内に、本仕様書に基づき事業計画(全体スケジュール表等)を作成し、提出すること。

6 成果物

本業務における成果物は次のとおりとする。なお、各成果物の納期限は業務進捗状況を踏まえ、北九州市と受託者が別途協議の上決定する。

- (1)各事業等の実施報告書 一式
- (2)本業務で得られた成果 一式

7 納入場所

産業経済局 未来産業推進部 スタートアップ推進課
(北九州市小倉北区城内1番1号)

8 業務履行にあたっての留意事項

- (1)受託者は、ISO/IEC 27001 相当の情報セキュリティマネジメント体制を構築・運用していることが望ましい。また、業務上知り得た情報については守秘義務を負うこと。
- (2)本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3)本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は北九州市に帰属するものとし、北九州市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。また、報告書等資料の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。
- (4)北九州市が提供する情報・資料等について、北九州市の許可なく第三者に流布することのないこと。
- (5)仕様書に定めのない事項、または業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、北九州市と協議し、指示に従うこと。